

**東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)**

(文部科学省)

事業名	国立大学法人施設整備費（文教施設費）		担当部局	大臣官房文教施設企画部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成16年度～		担当課室	計画課		計画課長	山下 治	
会計区分	一般会計		施策名	IV-1 大学などにおける教育研究の質の向上 IV-2 大学などにおける教育研究基盤の整備 IX-1 学術研究の振興				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	—		関係する計画、 通知等	第4期科学技術基本計画 第3次国立大学法人等施設整備5か年計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度 以内)	国立大学等は、地域の重要な知的基盤・人材育成機関であるとともに、災害時には地域住民等の避難所や救命救急医療の拠点として機能している。このため、被災した施設・設備の復旧・整備のみならず、建物やライフライン等の防災機能の強化を図るなどにより、災害に強い教育研究環境を実現する。また、各大学等の強みを生かした、知と技術革新による被災地の新産業・雇用創出等のため、拠点となる施設の整備充実を図る。							
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	国立大学法人の施設整備を以下のとおり実施する。 1. 被災した施設の災害復旧(緊急かつ大規模な復旧工事等) 2. 今後の災害に備え早急に対応が必要な施設整備(建物の耐震化、災害時に教育研究診療活動を維持するための基盤整備) 3. 被災地の復興に貢献する教育研究活動への支援(復興を支える技術革新の促進、地域のニーズに応じた教育研究活動を行うための基盤整備) (補助率:定額)							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	42,530	7,305	-	63,112	122,485			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上記()書きは予算措置の果報に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込
	国立大学等の耐震化の推進	耐震化率	約89% (見込み)	100%		施設整備実施事業数	事業	(227) 80
	「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」における整備面積(耐震化含む)	整備面積	-	約550万㎡				
単位当たり コスト	当初(見込) 335(百万円/事業) 第1次補正(見込) 365(百万円/事業) 第3次補正(見込) 789(百万円/事業)				算出根拠	(当初予算額 42,530百万円/事業数 127事業) (第1次補正予算額 7,305百万円/事業数 20事業) 第3次補正予算要求額 63,112百万円/実施見込事業数 80事業		
事業所管部局による点検								
項 目			内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。			「復興への提言」や「東日本大震災からの復興の基本方針」の関連部分(大規模災害の発生時等にも医療を継続して提供できるよう、耐震化の促進等、医療施設等の防災対策を強化する。(中略)学校・試験研究機関の耐震化などの防災対策の推進や危機管理機能のバックアップを図る。)を踏まえ、その事項の推進に寄与する事業である。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			被災地の災害復旧はもとより、復興を支える技術革新を促進するための施設整備等、被災地域の国立大学法人より要望があった事業であり、その中でも優先度が高い事業である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			耐震性の劣る建物の耐震化等、今後の災害に備えて早急な対応が求められる緊急性の高い事業を選定しており、国立大学法人等施設の防災対策において効果的といえる。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			事業費の算定は、実勢単価等に基づき適正に行われ、かつ、工事内容が必要最小限の範囲であることを事業費等の調書により確認・査定しているため、費用対効果及び効率性は確保されている。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			国立大学法人等の施設整備は国家的な資産を形成するものであり、毎年度国から措置される施設費をもって基本的な財源とすることとされている。このため、国が災害復旧を含め、施設整備のための補助金を交付しているところである。一方、交付を受けた各国立大学法人が事業の実施主体となり、民間業者と契約し、事業を遂行しており、役割分担も明確である。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			初期の目標を効果的に達成できるよう、高等教育や学術研究に携わる関係局課と連携を図っている。また、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画(文部科学大臣決定)」の推進に資する事業が大部分を占め、計画性を持って遂行されている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			工期等については事前に確認しており、事業の迅速な着手・執行が可能である。また、契約に当たっては原則一般競争入札を実施し、執行に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」など関係法令に則り適正に取り扱うため、事業執行の透明性及び適切な進行管理は確保される。					